

## 原材料等の支給について

土岐市の管理する道路・河川等及び公共性が高い道路の改修において、  
1町内 1年20万円まで支給品および支援物品を支給します。  
ただし、支給できる条件等は下記の通りとなります。

申請に必要なもの

必要な書類等	備 考
支給申請書	原則として区長または町内会長が申請者となります
承諾書	生活道路の改修の場合、当該道路の土地所有者または隣接者の承諾が必要となります
作業位置図	住宅地図の写しに作業位置や支給場所を記したもの
写真	<b>工事完了後に着工前・完成の写真</b> を提出してください

- ※ 支給申請書・承諾書は市役所土木課と各支所にあるほか、ホームページにも載せていますので印刷してお使いください。
- ※ 申請後、内容を審査し支給決定を行いますので、作業日2週間前までには申請を行ってください

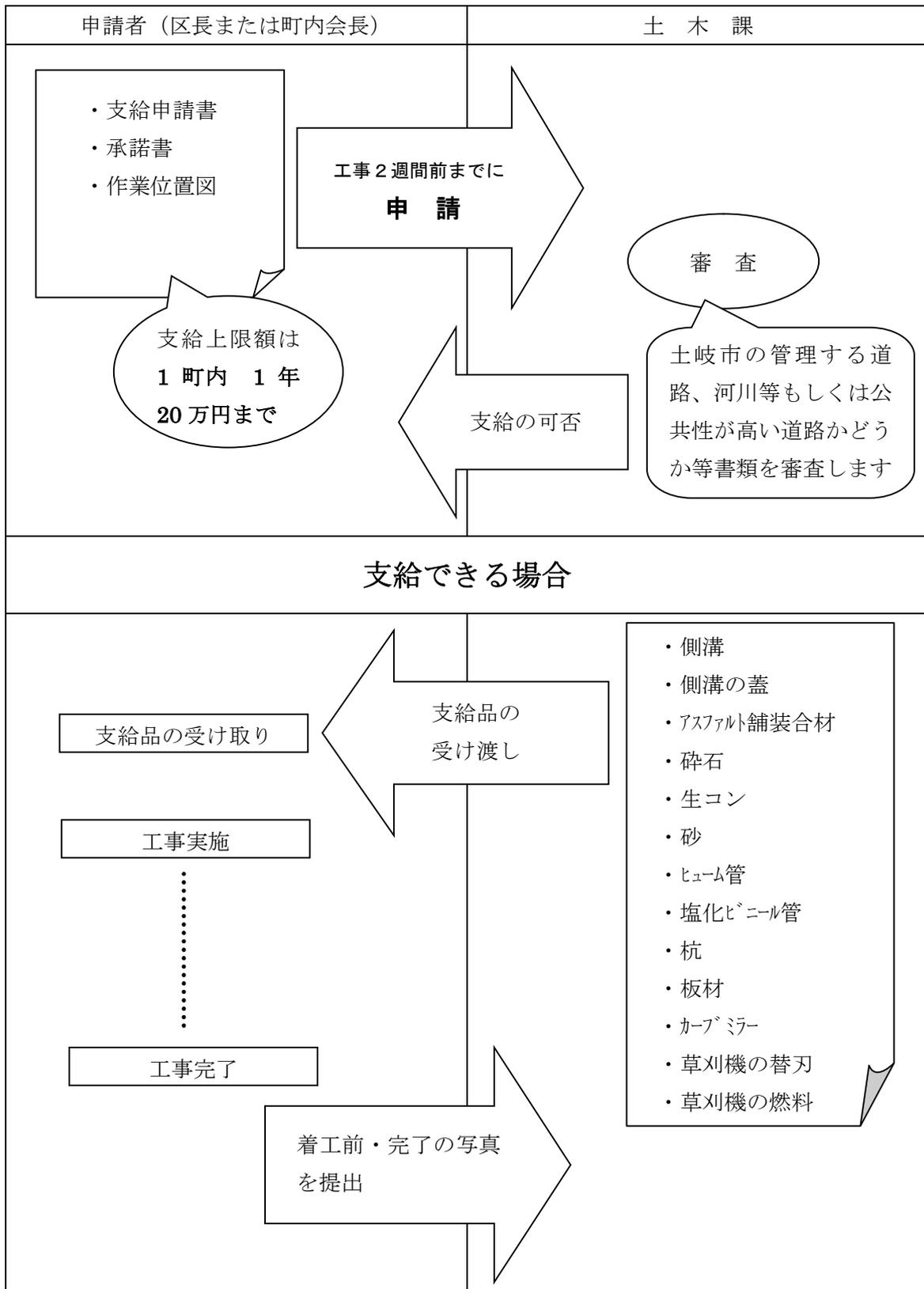
支給条件

支給対象場所	<ul style="list-style-type: none"><li>土岐市の管理する市道、市有道路、市有地内道路、赤道、河川、青線および水路敷</li><li>国、岐阜県及び土岐市が管理していない道路で、公共性が高く道路の入口から奥に2軒以上の使用がある道路(市道に面する家屋を除く)</li></ul>
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>区または町内会</li><li>地元ボランティア団体</li><li>その他市長が適当と認めた者</li></ul>
支給上限額	<b>1町内 1年20万円まで</b> ただし、町内一斉清掃に伴うものは除く
支給品	<ul style="list-style-type: none"><li>側溝</li><li>側溝の蓋(※1)</li><li>アスファルト舗装合材</li><li>砕石</li><li>生コン</li><li>砂</li><li>ヒューム管</li><li>塩化ビニール管</li><li>杭</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 板材</li> <li>・ カーブミラー</li> <li>・ 防草シート、押さえピン等</li> <li>・ その他これらに類するもの</li> </ul>
支援物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草刈機の替刃(1年につき1台あたり1枚。ナイロンコード含む)</li> <li>・ 草刈機の燃料(1年につき1台あたり1リットル)</li> </ul>
問い合わせ先	土木課 維持係 TEL:(0572)54-1111 (内線)561

※1 グレーチングは盗難防止のため極力使用しないこととし、やむを得ない場合は支給する。  
 ただし、盗難等にあった場合は自己責任において復旧すること

原材料等の支給についての流れ



名 称	物 品 名
○支給品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 側溝</li> <li>・ 側溝の蓋（※1）</li> <li>・ アスファルト舗装合材</li> <li>・ 碎石</li> <li>・ 生コン</li> <li>・ 砂</li> <li>・ ヒューム管</li> <li>・ 塩化ビニール管</li> <li>・ 杭</li> <li>・ 板材</li> <li>・ カーブミラー</li> <li>・ その他これらに類するもの</li> </ul>
○支援物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草刈機の替刃（1年につき1台あたり1枚。ナイロンコード含む）</li> <li>・ 草刈機の燃料（1年につき1台あたり1リットル）</li> </ul>

※1 グレーチングは盗難防止のため極力使用しないこととし、やむを得ない場合は支給する。ただし、盗難等にあった場合は自己責任において復旧すること